

## 古法制雑記(一)

金田, 平一郎  
九州大学法文学部 : 教授

<https://doi.org/10.15017/1219>

---

出版情報 : 法政研究. 15 (1/2), pp.87-99, 1947-10-30. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

# 古法制雜記 (一)

金田平一郎

一 知行 行 二 徳政擔保證文 三 逃遁離婦 而 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

古代法制研究の道すがら目に觸れ思ひ附いた事などを、後來に備へて書き連ねて見度く思ふ。もとより秃筆に委せて綴る粗文、望み得ないことであらうが、若し萬一何かの取柄でもあつたら幸此上もない。

高柳眞三教授に『古法雜記』(「法學」第四卷第五號、昭和十年五月以來連載)あり、石井良助教に『古法制雜考』(「國家學會雜誌」第五十一卷第六號、昭和十二年六月以來連載)あり、今兩畏友から『雜記』と『古法制』とを借用して『古法制雜記』と組立て、以て本篇の題名となす。尤も先年「法政研究」誌上『古法制雜考』と題せる文章を數回連載したことがある。(第三卷第一號、昭和七年十二月以降)が、今題名を更めて新發足することにしたのである。

## 一 知行

中田博士の有名なる學說に依れば、知行なる語は平安朝末期來不動産直接支配の意味に用ゐられ、それは我固有法の占有であり、獨逸中世の *Genoss* とその根本觀念を二にするものである。(中田博士「法制史論集」第二卷所收「王朝時代の庄園に關する研究」、石井教授「中

世知行考」(「中田先生遺稿」所收)參照)が、而して更に更に同博士は、此語は「徳川時代迄、或る地方では依然として、中世の意味を保有して之を失はなかつた。例へば、(伊勢の寛永二十一年、延寶四年、享保十七年の實例を揭示せられる、今略す)併しこれ亦過去の殘影を留めた例外的事實に過ぎずして、知行……と云ふ語は、徳川時代には其觀念を一變して、最普通には租稅徵收權を骨子とした公

法的支配權、簡短に云へば恩給された封土采色の支配權を意味することになつたのである。此の如く知行は徳川時代には私法的支配の意味より變じて、公法的支配のそれに化したのである（中田博士同（上七九六頁）と述べておられる。）。要するに、近世の知行は中世の意味を失ふに至るが一般であつたのであり、時に稀に、中世的知行の地方的殘存が見られると云ふのであるが、私もその殘存例を加へることが出来る。それは九州に於ける實例であり、しかも相當後のもの明治初年の實例すらも存するのである。先づ契約證文面の實例を數個掲記するであらう。尙ほそれ等は、すべて豊前國宇佐町溝口氏現藏、而して本學九州文化史研究所の寫本「雜文書」は、同氏藏古文書の謄寫集録であるが、その中にも採録されてゐる。

借用申錢添手形之事

一七貳錢五拾目

右生極寺知行北田ニ而前以賣渡置申候右爲賣上此度借用申體ニ請取申處實正也右之田地受戻シ候節は本證文貳百五拾匁此節五拾匁合三百目無滯返納之上請返シ可申候若少シニ而も相滯候ハ、何ケ年茂御内作可被成候仍而爲念添手形如件

寛政八年

金田平

小坂坊印

辰二月十六日

寶光坊

天... 御納所

申二 賣渡申田地之賣

一七貳錢八百目也

右は我等知行於大宮迫大谷壹反七畝之坪成秋作ノ申麥毛迄眞年拾年切ニ賣渡代錢健ニ受取申所實正也然上ハ年々定米四斗宛御藏江無滯御上納可被成候年季明候ハ、元錢相定返返シ可申候若元錢之内少シニ而モ相滯候ハ、何ケ年モ貴方ニ御内作可被成候爲後日賣渡證文如件

文化十一年

一 戌二月

丹波國丹波郡

受人宮迫

鍛冶屋龜右衛門印

宮迫

利兵衛殿

西谷右門印

表書之通見届相違無之候

溝口主斗印

田地賣上手形之事

一七貳〇貳拾畝也

右無據義ニ付北田拙坊知行三畝之處前以指上申候坪此度賣上ノして書面之錢辻借用申處實正也然上は右田地元

錢ニ候本書ニ御濟置可被成候仍而賣上ノ證文如件

文政九戌二月 日

小坂坊印

寶光坊

御納所

賣渡申田地之賣

浦田ニ而

一知行田四反步

但定成四升

文政十代七貳錢七ノ五百目也

右は當家知行田於浦田四反步定成四升之坪當申之秋作ノ已之麥作迄真年拾年切ニ賣渡代七貳錢七ノ五百目髓ニ受

取申候然ル上者御年真定成四升御藏所ニ御上納可被成候然ル上者年季明元錢相定候ハ、彼田地御返可被成候萬一

元錢之内少々而も相滞候ハ、幾年も貴方へ御内作可被成候爲後日賣渡證文仍如件

天保七年

天保七年

到津家内

申二月

吉成記内印

天満屋

茂右工門殿

(裏書略)

田地添證文之事

一七拾貳文錢壹貫六百目也

但喜多坊右證文並濱屋の添證文添

右者於田中屋敷喜多坊の知行田七畝之坪濱屋庄助買取居候處同人御神上納銀ニ差支右田地證文差出シニ相成居坪此度貴方江賣渡書面之代金儘ニ受取候處實正也然ル上者右田地之儀ニ付外方の故障等申出候節者當家江引受決而厄介掛ク不申候依而爲後念添書如件

宮成家

用 所印

嘉永五年

二月 日

橋津村

松本貞兵衛殿

請 書 之 事

一於大宮迫拙寺知行田貳町之坪此度證文ニ相認候ニ附御貴殿へ裏判御頼申上候若万一故障之筋指起リ候共毛頭御貴殿へ御約介掛申聞敷候若御約介ニ相成候節へ拙寺居住之家屋敷御勝手次第御受取御勘定可被成候於其節ニ一言

之申分無御座候後日之請書一札如件

嘉永六年 賣渡申知行田地證文之事

丑三月 日 小坂坊印

溝口久米殿

賣渡申知行田地證文之事

貴船前

一知行田壹反歩 但堀田也

代七貳錢貳貫目也

右者拙寺無據左支ニ付書面之堀田當巳秋作ノ來ル寅秋迄拾ケ年切賣渡代錢貳ニ受取候處實正也

明治二年

巳二月 日 賣主大樂寺判 受人茂右工門判

御幡嘉左工門當

(以下略)

次に鹿兒島藩に於ける類例を見よう。即ち鹿兒島縣出水町役場現藏古記録の中、例へば天保三年の「知行高名寄

帳」、而してその内容一例に「出水上知識村内城門之内浮免」下田六畦拾八歩「傳左衛門」糶貳表三斗三升八合、又明

和四年の「所衆申持知行浮免高小割帳」に、例へば「一番」中田五畦拾八歩「彦左工門」糶四表壹升」とある是である。

## 二 德政擔保證文

先年私は、近世の德政擔保（所謂德政令のみに限らず、一般的に所謂新法新制等を擔保する場合も廣く含めての）證文の紹介を試み、併せて九州地方その例多く、明治初年にまでその慣行が見られることを考證した（「法政研究」第四卷第二號）

所載「徳川時代に於ける不作爲の給付（契約・託證文・德政擔保文書附證文）」が、その後の採集にかゝるものの中目ぼしきもの數例を紹介するであらう。

先づ第一は、博多地方の慶長十五年、元和二年の次の二例である。尙ほ本文書は、徳川初期の海外關係文書を多數藏することに依りて著名なる博多島井家の所藏、本學九州文化史研究所の「島井文書」はその一卷子を謄寫せるものであり、今之に依つて引用。

### 借用申米之事

合拾石八斗貳升者 但はかた升  
つきわけ斗也

右之八木來十月中ニ五わりの利足夠わへ本利共拾五石者急度返并可申若天下一同之德政行申候其於此米者少も相違御座有間敷候爲其仍如件

慶長十五年

三月十六日  
今津井家  
中  
申  
候  
事

嶋井宗室



永代相傳ニ賣渡シ申女之事

今年卅歳ニ罷成候あさ名へちまと申候右之代銀子大黒五拾目儘ニ請取申候若彼者逃去仕候は何時もかゝり手三助怡齋當人より尋出手渡し可申候若又彼をいき名？わろき煩共持申候者我々以來可存候緞天下ニ同又壹國中ノ御徳政興行候共於此女之儀者一口之儀申者御座有間敷候仍爲後日壹筆如件

元和二年丙辰二月八日

三、中(花押)

三、中(花押)

助(花押)

同

怡齋(花押)

嶋井徳右衛門様

松平右衛門佐爲要用借用中銀子之事

第二は、九州文化史研究所藏「證文預り書類」(博多許斐家藏證書類の謄寫)所出の「證文預り書類」

松平右衛門佐爲要用借用中銀子之事

合銀九百六拾目者

右者丑十二月寅極月切十四ヶ月之約束也利足者月壹歩之算用也元利共ニ無滯返辨可申候緞内外如何様之儀御座候共於此銀者少も滯せ申間敷爲後日借狀如件

貞享貳年丑十二月廿六日

松平右衛門佐御内

八杉六郎兵衛印

關 九兵衛印

ちき里屋

與三右工門殿

請取申帛前銀之事

合銀拾貫目 丁銀也

右者松平肥前守於領内帛致出來候付半紙貳百五拾丸賣渡申爲前銀唯今右之銀高儲請取預リ置申候處實正也此代リ紙來酉ノ三四月限リ大坂藏屋敷江指登セ直段之儀者其時之相場ニ壹割半下直ニ致急度定之帛高相渡可申候尤前銀請取置申上者緞内外如何様之儀にて候共於此代リ帛ニ者堅契之通無違亂來酉ノ四月限於大坂藏屋敷急度相渡可申候爲後日仍證文如件

元祿 五年 一月

申ノ五月廿一日

松平肥前守京藏屋敷

田中久右衛門印

布屋與三左王門殿

奥書及び立花劄右衛門以下の  
奥書花押存するも今之を略す

右二例は武士のしかも藩主をその一方とする契約に於ける徳政擔保例である。

第三に、田地賣渡證にて徳政を擔保せるを、更に村役人が重ねて徳政を擔保せる例を知り得たので之を掲ぐるで

あらう。尙ほ之は家藏にて、福岡にて入手、恐らく筑前地方のものと推定せられるのである。

私抱田地永代相傳ニ賣渡申證文之事

懸り田

一 中田壹反三畝 高壹石八斗三升八合五勺

代正金七兩

右之金子體ニ請取申右證文前正六錢五百五拾八匁ハ太市江拂入金錢を以御上納相仕廻申候處相違無御座候然ル

處各々申右有田地御買取ニ相成余米之分を以常夜燈料御寄進ニ相成申候然ル處此田地ニ付末世ニ至リ當村何ケ様之

仕組等相立候節ニ而も惡所等少シ茂村申候儀無御座候尙又村方又者脇方ハ現哉角申者も御座候節ハ此證文を以御取

調子可被成候爲其當村役人衆中奥書申取永代相傳ニ賣渡申候處毛頭相違無御座候爲後年永代賣渡證文如件

七八日

賣主

次 七印

請人

嘉永五年子二月

卯 八印

下山門村

御連 中

右當村百姓次七抱田地永代相傳ニ賣渡申候處及承リ相違無御座候然ル處後年ニ至リ當村何ヶ体之仕組有之節ニ而も惡所等少しも付申間敷候仍奥書如件

權六町村組頭 甚 作印

同 武 平印

同 助 次印

同 次 六印

同年二月

同村庄屋 惣 助印

下内山村

御連 申

第四に、「借財差捨」の文字を使用せるものあり、開示すべし。九大法制史研究室藏「福岡縣朝倉郡隈江村芳野家文書」の左の一葉である。

借用仕候馬代金之寔

金貳兩 但利合

右之通此節私馬代銀差問申候間押而御相談申上候所程能御貸渡被下御蔭ニ而馬買入申候所相違無御座候然上は去ル卯冬御尊家様江私手元ノ證文差出申候而其古證文通又ニ此節買入之馬壹疋書入置申候間來午四月限り辛子ニ而元利無滞返濟可申候尤期月ニ不限辛子出來次第早速御手元江付越可申候其節之相場を以御算用可被下候萬ト一不埒仕候節は書入通御勝手御引揚可被成候其節一言之儀申間敷たとへ村仕組方又ハ公儀ノ借財差捨ハか様共被仰出候共於此馬代銀ニ決而一錢たり共不足仕間敷候爲其受取人加判尙又親悴等迄訖度印形仕置候仍而馬代銀證文一札如件

安政四年

依井村借主

巳八月

卯 右衛門印

同村受人

目下芳野市次郎殿

三 逃 避 の 離 れ 婚

熊本藩法例書「法令撮要」(熊本縣立圖書館所藏、今次の戦火に烏有に歸したらし)幸に本學先年その副本を作成、法制史研究室架藏) 一に、當局よりの、一種の逃避離

婚に關する指令が收載せられてゐる。當時の逃避離婚史料の一つとして次にその全文を掲示する。

「安永二年」町在之女夫婦之申分等ニ依而相對之離縁難叶節御侍屋敷江推參身分之儀頼候得は直ニ奉公人

ニして仕ひ被申候付其夫御侍ニ對シ仕方茂無之心外ニ存ながら其分ニ押移年月を経候得は無是非致離縁候者茂

間ニ有之様子ニ相聞候右之通ニ而は下方風儀茂不宣候以來右躰之女致推參候ハ、其掛リ之御惣庄屋又ハ町別當

ニ委敷被申向請取人差出候ハ、直ニ可被相渡候緞令殺害之難を遁レ來候者たり共町役人江被相渡候上ハ??

之儀ハ有之間敷候得は銘々救被申候同様之儀ニ候若又右ニ付町在之役人不埒之筋候ハ、御奉行所江可被申達

候尤男たり共右躰之申分ニ而頼參候儀茂稀ニは可有之哉其節者右同前ニ可被相心得候以上